

## 軽自動車税について 【賦課期日：毎年4月1日です】

軽自動車税は、毎年**4月1日現在**の登録（届出）内容に基づいて、納税義務者や税額等が決定し、課税されます。納期限までに納付書または口座振替により納付をお願いいたします。コンビニ・スマホでも納付いただけます。

また、継続検査（車検）において必要となる**軽自動車税納税証明書**は、納税通知書兼領収書と一連になっております。令和5年1月から運用が開始された「軽JNKS」（軽自動車税納付確認システム）により、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。そのため、令和5年度より口座振替ご利用の方へ納税証明書はお送りいたしません。（二輪小型自動車については「軽JNKS」適用対象外のため、これまで通り納税証明書をお送りします。）

※スマホ決済の場合、継続検査（車検）用納税証明書が必要な際は、別途市役所税務課窓口等でご要望ください。

## 軽自動車の正しい登録を！

軽自動車税は、毎年4月1日現在の登録（届出）内容に基づいて、税額、納税義務者の氏名、納税通知書の送付先が決定され、課税されます。正しい登録（届出）がなされていないと様々なトラブルが起こることがあります。忘れずに、速やかに手続きをしましょう。

### ■高梁市ナンバー：原動機付自転車/小型特殊自動車(農耕用を含む)

市役所または市内各地域局で手続き（登録・廃車等）を行ってください。

こんなときは手続きが必要です	手続き	必要なもの				
		ナンバープレート	販売証明書	譲渡証明書	標識交付証明書	印鑑
新車(中古車)を購入した	登録		●			不要
プレートの付いていない車両を譲り受けた				●		
他市町村ナンバーの付いた車両を譲り受けた		●		●	●	
高梁市ナンバーの付いた車両を譲り受けた	名義変更	※(変更する場合)		●	●	
所有者が死亡した		※(変更する場合)			●	
車両が使用不可能になった	廃車	●			●	
市外へ転出する		●			●	

※市外へ転出する場合、転出先の市町村役場にて廃車できる場合があります。

※車両(プレート)の盗難・紛失等が起こった場合は、高梁市役所までご連絡ください。

※農耕用小型特殊車両(トラクターやコンバインなど)を買い替えた場合、前の農耕車に付けていたナンバープレート(緑色)をそのまま付け替えて使用することはできません。前の農耕車のナンバーの廃車手続きをしていただき、新たにナンバーを取得してください。

### 原動機付自転車(125cc以下のバイク)、および小型特殊自動車(農耕用等)のプレートを紛失等すると、廃車の際に弁償金が必要です。

※標識の紛失等が所有者の故意・過失によるもので、標識の再交付を求めた場合、また、廃車手続きの際に標識を返納できない場合(警察への盗難届が確認できる場合を除く)に弁償金300円徴収します。

※車両(プレート)の盗難・紛失等が起こった場合は、各機関での手続きと併せて、高梁市役所までご連絡ください。

### ■岡山ナンバー：軽二輪車/二輪小型自動車/軽自動車(三輪・四輪)

#### 市役所で手続き(登録・廃車等)を行うことは出来ません。

以下の機関にて手続きをお願いいたします。

車種	手続きをする場所	電話番号
軽二輪車(125cc~) 二輪小型自動車(250cc~)	中国運輸局 岡山運輸支局 (岡山市北区富吉5301-5)	050-5540-2072
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 岡山事務所 (岡山市北区久米177-3)	050-3816-3084

